

パートナーシップ・ファミリーシップ制度 愛知県内自治体間連携のお知らせ

豊川市パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約したパートナーシップの関係にあることを宣誓し、豊川市長がパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。

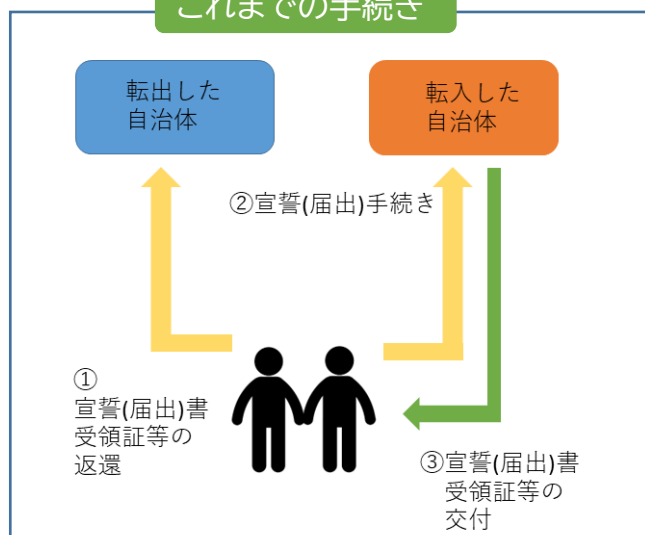
令和5年10月17日より、愛知県内で同様の制度を実施している18自治体で連携を開始、転居時に必要となる手続きを簡素化しています。

※連携の運用開始日については自治体により異なります。詳細は裏面をご覧ください。

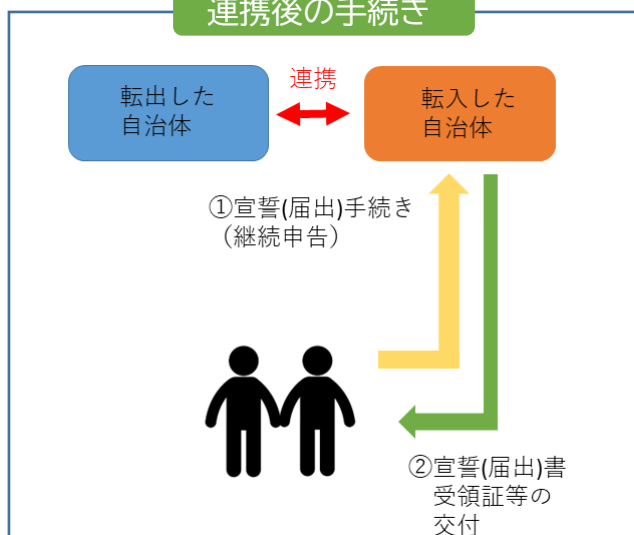
連携自治体

名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	半田市	春日井市
豊川市	豊田市	西尾市	蒲郡市	新城市	東海市
大府市	知立市	日進市	田原市	長久手市	幸田町

これまでの手続き



連携後の手続き



- ・簡素化される手続きについては自治体によって異なります。
- ・自治体間で宣誓(届出)の要件が異なる場合、継続の申告ができない場合がございます。
- ・手続きの詳細については、裏面に記載している自治体へお問い合わせください。

【お問合せ先】

自治体	制度名称	担当部署	電話番号
名古屋市	名古屋市ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	男女平等参画推進室	052-972-2234
豊橋市	豊橋市パートナーシップ宣誓制度(※3)	市民協働推進課	0532-51-2482
岡崎市	岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	多様性社会推進課	0564-23-6222
一宮市	一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	政策課	0586-28-8952
半田市	半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	市民協働課	0569-84-0609
春日井市	春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1)	男女共同参画課	0568-85-4401
豊川市	豊川市パートナーシップ宣誓制度(※3)	人権生活安全課	0533-89-2149
豊田市	豊田市ファミリーシップ宣言(※1)	とよた男女共同参画センター	0565-31-7780
西尾市	西尾市パートナーシップ宣誓制度	地域つながり課	0563-65-2178
蒲郡市	蒲郡市パートナーシップ宣誓制度(※2)	協働まちづくり課	0533-66-1179
新城市	新城市パートナーシップ宣誓制度(※3)	市民自治推進課	0562-23-7697
東海市	東海市パートナーシップ宣誓制度	女性・子ども課	052-603-2211
大府市	大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	子ども未来課	0562-85-3320
知立市	知立市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	協働推進課	0566-95-0144
日進市	日進市パートナーシップ宣誓制度(※2、※3)	協働課共生共同係	0561-75-1682
田原市	田原市パートナーシップ制度	企画課	0531-23-3507
長久手市	長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	たつせがある課	0561-56-0602
幸田町	幸田町パートナーシップ宣誓制度	企画政策課	0564-62-1111

※1. パートナーお二人のほかに、希望すればお子さんの名前も記載することが可能な制度です

※2. 事実婚のお二人も利用可能な制度です

※3. お二人のうちどちらかお一人が当該自治体にお住まいならば利用可能な制度です
自治体間で宣誓(届出)の要件が異なる場合、継続の申告ができない場合がございます

運用開始日:令和5年10月17日(火) ※知立市は令和5年11月頃、幸田町は令和5年12月1日(金)

豊川市での手続きについては、豊川市ホームページをご確認ください。

豊川市パートナーシップ宣誓制度

検索

豊川市 市民部 人権生活安全課

電話:0533-89-2149 FAX:0533-89-2125 メール: jinken@city.toyokawa.lg.jp